

令和 8 年 8 月 2 7 日
北 海 道 開 発 局

指名停止措置を行いました

～「不誠実な行為」～

北海道開発局は、TKファクトリーに対し指名停止3ヵ月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

TKファクトリーは、函館開発建設部発注の「洗車ブラシ外14点購入」の見積合わせ（オープンカウンター方式）において、契約締結後、受注者の責に帰すべき事由を理由として当該契約が不履行に至ったことから、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
TKファクトリー	苫小牧市ウトナイ南4丁目8番14号

2. 指名停止措置期間：令和8年8月27日～令和8年11月26日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 杉山 弘幸（内線 5703）

開発監理部 会計課 開発専門官 臼井 義晃（内線 5833）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

